

# 夕張市子ども・子育て支援事業計画策定方針

## 1. 計画策定の趣旨

我が国の子ども・子育て支援については、少子化対策基本法に基づき総合的な施策が推進されてきましたが、急速な少子化傾向、都市部を中心とした待機児童の増加、質の高い幼児期の学校教育の進行の必要性など、子育てをめぐる様々な課題を解決するため、平成24年に、子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

市町村においては、同法に基づき、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされています。

一方、本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づき平成22年度から平成26年度の5年間、総合的な子育て支援を推進するため、「夕張市次世代育成支援行動計画」を策定しており、本年度が完了年度となっています。

そこで、本市においては、「子ども・子育て支援法第61条」に基づく、「事業計画」を策定するにあたり、「夕張市次世代育成支援行動計画」の内容を併せて盛り込んだ計画となる「夕張市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」とする。）を策定するものとします。

## 2. 計画の期間

計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める5年間とし、平成27年度から平成31年度までとします。

## 3. 計画の位置づけ

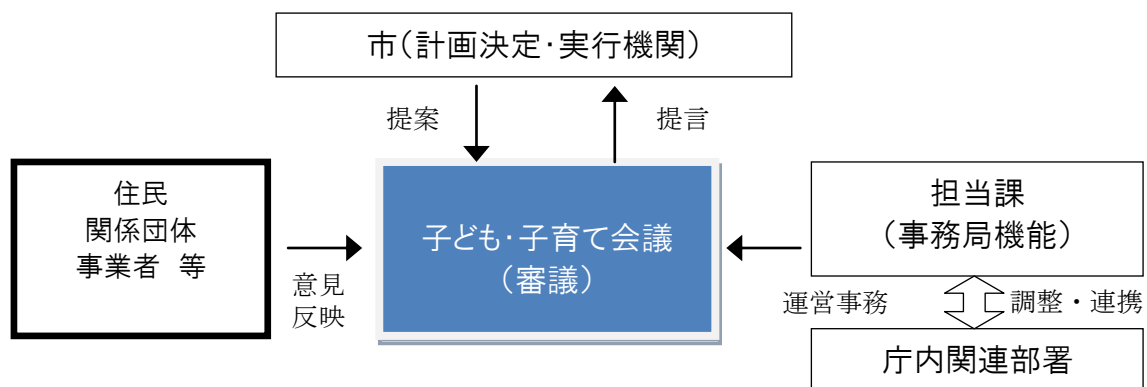
市における本計画の位置付けは、関連する市の保健・医療・福祉など各分野の計画と連携を図っていきます。

## 4. 計画の策定体制

市は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画を定めるにあたり、「子ども・子育て会議」を設置し、子どもの保護者や子ども・子育てに係る当事者などの意見を踏まえ計画を決定します。

同会議では、市の提案を受けて、計画策定（改定）とともに、施設利用定員の設定のほか、計画の推進にかかる調査及び審議を行います。

また、計画策定（改定）及び事業実施にあたっては、市民（保護者等）、関係者等の意見を聞くものとします。



参考

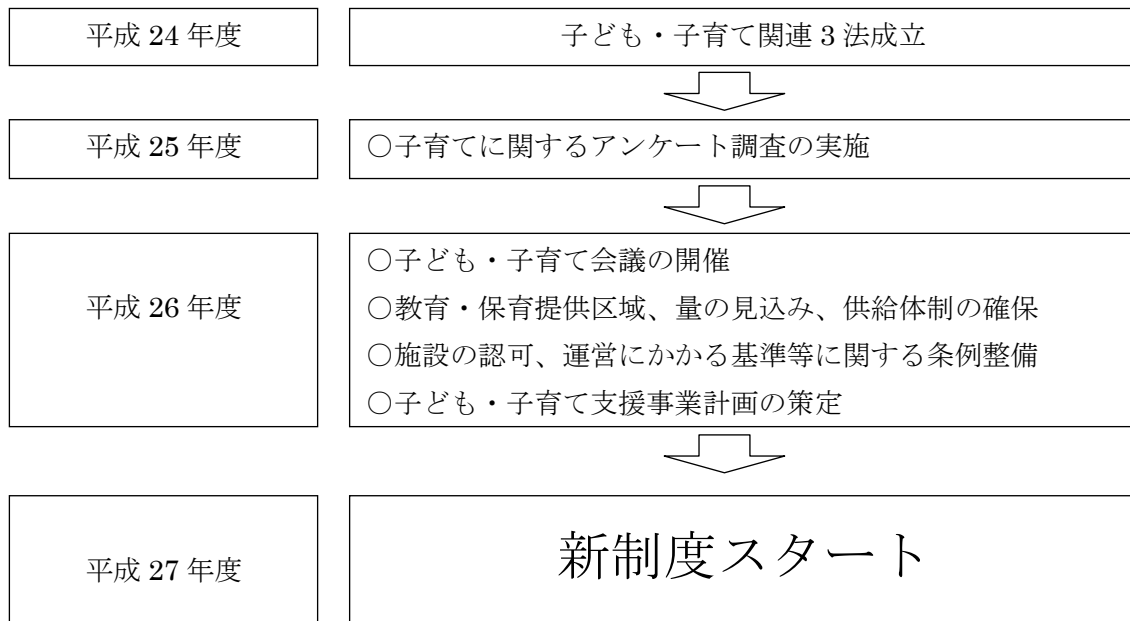
**【子ども・子育て支援法】**

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

第61条第7項 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

## 5. 計画策定にかかるスケジュール

### (1) 全体スケジュール



### (2) 子ども・子育て会議の開催スケジュール(予定)

H26 年度	開催時期	会議次第(予定)
第 1 回	6 月下旬	1 開催・挨拶・協議内容確認 2 計画策定の進め方(計画策定方針の確認) 3 アンケート調査結果の報告 4 教育・保育の提供区域の設定、 5 計画における量の見込み(説明) 6 その他(次回の日程、連絡事項等)
第 2 回	8 月～9 月	1 開催・挨拶・前回までの協議内容確認 2 計画における量の見込み、供給体制の検討 3 計画原案の検討 4 パブリックコメント実施概要について(説明) 5 その他(次回の日程、連絡事項等)
—	10 月中旬～ 11 月中旬	パブリックコメント
第 3 回	12 月	1 開催・挨拶・前回までの協議内容確認 2 計画中間案の検討～中間案の決定 3 その他(次回の日程、連絡事項等)
第 4 回	平成 27 年 2 月 上旬～中旬	1 開催・挨拶・前回までの協議内容確認 2 パブリックコメント結果報告 3 計画最終案の検討～最終案の決定 4 その他

